

別添資料

大里広域市町村圏組合
ごみ処理施設整備基本構想策定検討委員会

中間答申報告書

令和3年2月

ごみ処理施設整備基本構想策定検討委員会

目 次

1 施設整備の基本方針（コンセプト）	1
2 施設規模	2
3 施設数	9
4 建設候補地	11

1 施設整備の基本方針（コンセプト）

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における基本方針

令和2年3月に策定した「大里広域市町村圏組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、基本方針として、「5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の推進」、「循環型社会の構築に向けた構成市町との連携」、「中間処理施設の適正な維持管理の推進」を定めている。同基本計画における基本方針は、中間処理施設の安定的かつ適正な処理システムを軸として、構成市町と連携し、循環型社会の構築を目指すものとなっている。

ごみ処理施設整備基本構想においては、これらの基本方針に沿ったコンセプト（ごみ処理施設整備基本構想における基本方針）を定めていく必要がある。

(2) 施設整備の基本方針（コンセプト）

施設整備の基本方針（コンセプト）は表1に示すとおりである。なお、No.1から重要度の高い順とする。

表1 施設整備の基本方針（コンセプト）

No.	施設コンセプト	内容
1	安全・安心かつ 安定的に処理が可能な施設	安全性・信頼性の高いシステムを選定し、安心かつ安定した処理ができる施設にするとともに、災害発生時にも安定した処理ができる強靭性を備えた施設とする。
2	環境に配慮した施設	周辺環境への負荷の更なる低減に努める施設とする。
3	効率的なエネルギー 回収をする施設	ごみ処理で発生したエネルギーを効率的に回収して有効利用できる施設とする。
4	経済性に優れた施設	設備機器の長寿命化も念頭に置き、発注方式や管理・運営方法を工夫することにより、可能な限り建設費を含めたライフサイクルコストの縮減に努める施設とする。
5	地域に貢献し、親しまれる 施設	施設見学や環境学習等を通じ、住民が気軽に来所できる地域に開かれた施設にするとともに、災害発生時などにおいても地域に貢献できる施設とする。

2 施設規模

(1) ごみ量の将来予測について

令和2年3月に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画より、ごみ量の将来予測を表2及び表3に示す。表2は、環境省の推奨する様々な施策を取り入れることにより、「目標達成のための施策を実施した場合」の予測結果を示し、表3は、「現状施策を継続した場合」の予測結果を示す。なお、環境省の推奨する様々な施策と構成市町の実施状況は表4のとおり。

表2 目標達成のための施策を実施した場合の将来予測

区分		単位	実績				
			H30	R6	R11	R16	
人口	熊谷市	人	197,861	188,086	177,910	166,442	
	深谷市	人	144,071	142,990	139,120	133,951	
	寄居町	人	33,843	32,165	31,086	30,097	
	組合全体	人	375,775	363,241	348,116	330,490	
焼却処理量	熊谷市	焼却処理量	t/年	71,437	61,941	56,552	53,071
		可燃ごみ	t/年	71,220	61,750	56,380	52,915
		可燃性残渣	t/年	217	191	172	156
	深谷市	焼却処理量	t/年	48,984	44,509	42,223	41,042
		可燃ごみ	t/年	48,784	44,317	42,037	40,863
		可燃性残渣	t/年	200	192	186	179
	寄居町	焼却処理量	t/年	9,117	7,752	7,216	7,025
		可燃ごみ	t/年	9,078	7,717	7,182	6,992
		可燃性残渣	t/年	39	35	34	33
	組合全体	焼却処理量	t/年	129,538	114,202	105,991	101,138
		可燃ごみ	t/年	129,082	113,784	105,599	100,770
		可燃性残渣	t/年	456	418	392	368

※人口については各年度4月1日現在

※出典資料：大里広域市町村圏組合 ごみ処理基本計画（令和2年3月）

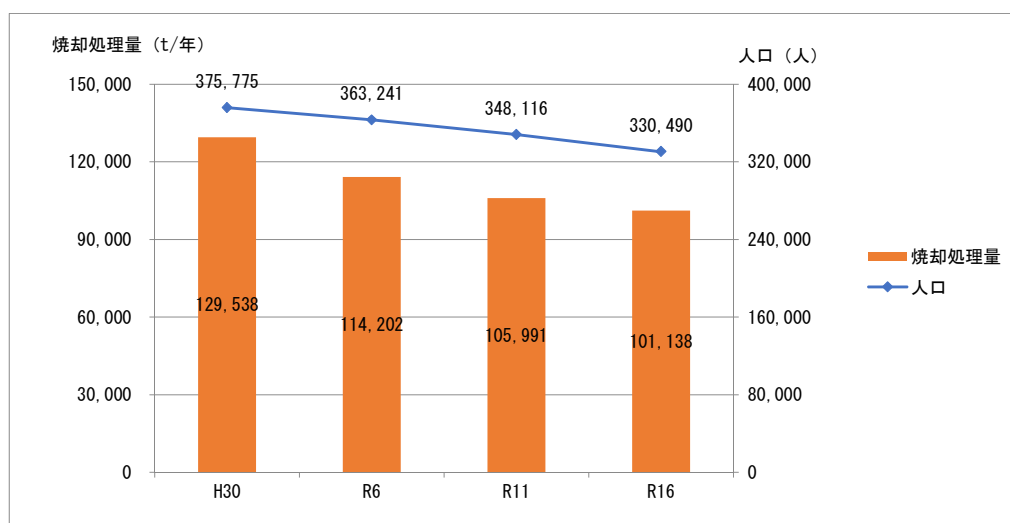


図1 目標達成のための施策を実施した場合の将来予測

表3 現状施策を継続した場合の将来予測

区分		単位	実績	予測			
			H30	R6	R11	R16	
人口	熊谷市	人	197,861	188,086	177,910	166,442	
	深谷市	人	144,071	142,990	139,120	133,951	
	寄居町	人	33,843	32,165	31,086	30,097	
	組合全体	人	375,775	363,241	348,116	330,490	
焼却処理量	熊谷市	焼却処理量	t/年	71,437	67,691	64,965	62,067
		可燃ごみ	t/年	71,220	67,487	64,773	61,887
		可燃性残渣	t/年	217	204	192	180
	深谷市	焼却処理量	t/年	48,984	51,030	52,808	54,279
		可燃ごみ	t/年	48,784	50,834	52,617	54,094
		可燃性残渣	t/年	200	196	191	185
	寄居町	焼却処理量	t/年	9,117	9,224	9,582	9,776
		可燃ごみ	t/年	9,078	9,185	9,542	9,735
		可燃性残渣	t/年	39	39	40	41
	組合全体	焼却処理量	t/年	129,538	127,945	127,355	126,122
		可燃ごみ	t/年	129,082	127,506	126,932	125,716
		可燃性残渣	t/年	456	439	423	406

※人口については各年度4月1日現在

※出典資料：大里広域市町村圏組合 ごみ処理基本計画（令和2年3月）

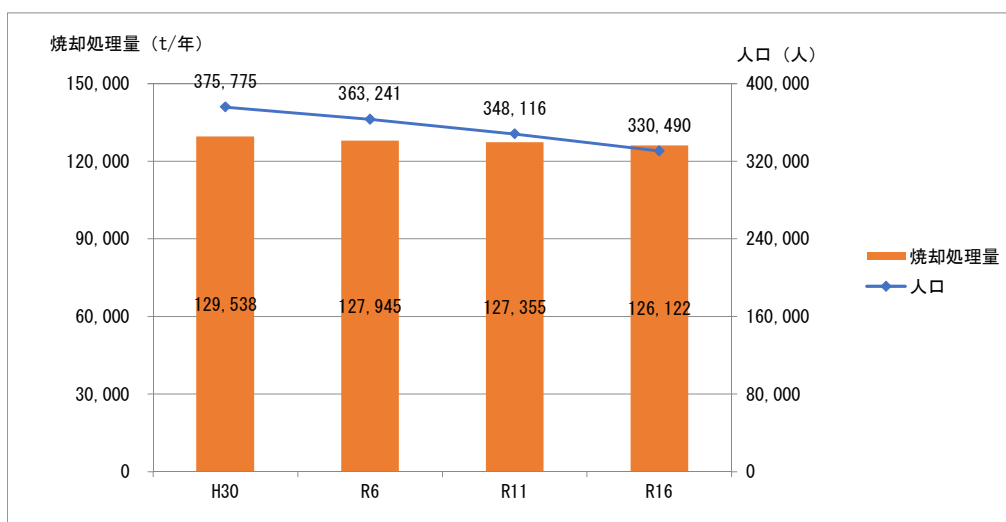


図2 現状施策を継続した場合の将来予測

表4 環境省の推奨する様々な施策の構成市町の実施状況

環境省が推奨している施策	組合	熊谷市	深谷市	寄居町
家庭ごみの有料化		実施していない	実施していない	実施していない
環境教育、体験学習、生ごみ処理機器の購入助成、集団回収への助成等	施設見学者の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理容器等の購入助成、集団回収への助成 ・環境教育（夏休みリサイクル工場見学、リサイクル工作教室、エコスクール） ・環境教育（親子エコッキング教室） ・リサイクルに対する意識啓発（リサイクルフェア） 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育（段ボールコンポストの講習会） ・集団回収の助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・町立保育所における環境学習の実施（紙しばい） ・集団回収の助成
マイバック運動、レジ袋削減を推進		<ul style="list-style-type: none"> ・市報、HPにおいて啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・HPにおいて啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・町報、HPにおいて啓発
環境美化推進員等の活用、事業者や小売店等への指導、ごみの分別の指導等		<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化推進員を委嘱しごみステーションの管理 ・熊谷市エコショップ認定制度 	<ul style="list-style-type: none"> スプレー缶回収の実際収集運搬業者指導 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の衛生委員会を中心としたフリーマーケットの実施
リターナブル容器の利用、プラスチック製容器の分別の検討、焼却灰のセメント原料化の継続等	焼却灰のセメント原料化	<ul style="list-style-type: none"> ・ミックスペーパーの再資源化 ・プラスチック製容器包装の分別収集の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 雑かみ回収のチラシ配布 	<ul style="list-style-type: none"> 雑かみ分別収集の継続
排出者責任の徹底、事業者への指導強化、手数料の適正化、食品リサイクルの推進等	ごみ検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者へ分別の徹底依頼 ・ごみ検査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ検査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ検査の実施

(2) 計画目標年度の設定

計画目標年度とは、今後、施設を整備する際に施設規模の設定根拠となる計画年間処理量を設定するための年度である。

「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版（社団法人 全国都市清掃会議）」（以下「計画・設計要領」という。）によると、計画目標年度は稼働予定の7年後を超えない範囲内で将来推計の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の施設の整備計画等を勘案して定めることとなっている。

大里広域市町村圏組合においては、現時点では令和11年度での新施設の供用開始を目指しており、ごみ排出量が年々減少していく将来予測や、現在のごみ焼却施設の長寿命化期間を考慮し、新施設稼働後、年間処理量が最大となる令和11年度を計画目標年度に設定する。

(3) 将来予測値の設定

ごみ量推計については今後の「循環型社会形成推進地域計画」策定時及び「大里広域市町村圏組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」改定時に見直しがされる。また、工事発注段階前までは見直しが可能であることを踏まえて、基本構想段階における将来予測値は表2及び表3の予測値を採用する。

(4) 通常分の施設規模の算定

施設規模は計画・設計要領より次式で算出される。

$$\text{施設規模} = (\text{計画年間日平均処理量}) \div (\text{実稼働率}) \div (\text{調整稼働率})$$

表5 目標達成のための施策を実施した場合の施設規模の算定（通常分）

区分	項目
計画目標年度	令和11年度
上記年度の焼却処理量	105,991t/年（表2より）
計画年間日処理量	$105,991t \div 365日 = 290.4t$
実稼働率	0.767 （280日（年間実稼働日数） \div 365日）
年間実稼働日数	$365日 - 85日$ （年間停止日数） $= 280日$
年間停止日数	補修整備期間30日 + 補修点検期間15日 \times 2回 + 全停止期間7日間 + 起動に要する日数3日 \times 3回 + 停止に要する日数3日 \times 3回 $= 85日$
調整稼働率	0.96 （故障の修理、やむを得ない一時停止等のため処理能力が低下することを考慮した係数）
施設規模	計画年間日処理量 \div 実稼働率 \div 調整稼働率 $= 290.4 \div 0.767 \div 0.96$ $\approx 395t/日$

表 6 現状施策を継続した場合の施設規模の算定（通常分）

区分	項目
計画目標年度	令和 11 年度
上記年度の焼却処理量	127,355t/年（表 3 より）
計画年間日処理量	$127,355t \div 365 \text{ 日} = 348.9t$
実稼働率	0.767 （280 日（年間実稼働日数） \div 365 日）
年間実稼働日数	$365 \text{ 日} - 85 \text{ 日（年間停止日数）} = 280 \text{ 日}$
年間停止日数	補修整備期間 30 日 + 補修点検期間 15 日 \times 2 回 + 全停止期間 7 日間 + 起動に要する日数 3 日 \times 3 回 + 停止に要する日数 3 日 \times 3 回 = 85 日
調整稼働率	0.96（故障の修理、やむを得ない一時停止等のため処理能力が低下することを考慮した係数）
施設規模	計画年間日処理量 \div 実稼働率 \div 調整稼働率 = $348.9 \div 0.767 \div 0.96$ $\approx 474t/\text{日}$

(5) 災害廃棄物への対応

ア 災害廃棄物の発生量

環境省は、平成 25 年 5 月に閣議決定した「廃棄物処理施設整備計画」の中で、東日本大震災並の規模を含む様々な災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設を通常の廃棄物処理に加えて災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設を整備することで、災害時にも対応できる体制を構築することが重要としている。

また、平成 26 年度から、災害対策の強化に資するエネルギー効率の高い施設については、循環型社会形成推進交付金の交付率を対象事業費の 1/2 とし、その中には、「災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること」を要件としている。このことから、表 5 及び表 6 で算定した施設規模に加えて、災害廃棄物を見込んだ施設規模とする。

埼玉県では、「埼玉県災害廃棄物処理指針（平成 29 年 3 月）」を策定し、県内市町村における地震時及び水害時の災害廃棄物発生量の予測を行っている。様々な地震や水害について検討が行われているうち、大里広域市町村圏組合圏域で最も被害が大きく、最も災害廃棄物の排出が多いと予測されるのが「関東平野北西縁断層帯地震」のケースで、約 169 万 t の災害廃棄物の発生が予測されている。このうち、可燃物 132,376 t に加え、柱角材 49,627 t のうち 2/3 の 33,085 t が、焼却処理される量（合計 165,461t）として想定されている。これらの焼却対象ごみは、東日本大震災等の事例や「埼玉県災害廃棄物処理指針」P.19 の『速やかな処理を目指す（最長でも 3 年以内）』を基に、約 3 年間での処理を見込むものとする。

表7 各ケースにおける推定廃棄物量（単位：t）

区分	関東平野北西縁断層帯地震		利根川氾濫		荒川氾濫	
	可燃物	柱角材	可燃物	柱角材	可燃物	柱角材
深谷市	75,528	28,319	4,500	1,959	1,899	827
熊谷市	22,019	8,253	16,646	7,245	66,493	28,940
寄居町	34,829	13,055	0	0	0	0
合計	132,376	49,627	21,146	9,204	68,392	29,767

出典：埼玉県災害廃棄物処理指針P.14、17、18より抜粋

イ 新施設における焼却処理量

災害廃棄物の処理方法は、東日本大震災を例に、仮設焼却炉による処理、被災地で処理しきれない災害廃棄物を全国の廃棄物処理施設で処理する広域処理及び新施設での処理を併用するものとして想定する。表8に東日本大震災における各割合の実績を参考に整理した。これらから新施設での処理割合は、推定される焼却処理量の13%（100%－（75%＋12%））として設定する。

表8 東日本大震災における処理割合の実績

区分	処理割合	処理割合の根拠
仮設焼却炉による処理	75%	東日本大震災における災害廃棄物処理について（概要）（H26.4.25 環境省資料）
広域処理	12%	https://www.env.go.jp/council/03recycle/y030-03/y030-03%EF%BC%8Fref011.pdf

ウ 災害廃棄物分の施設規模

以上の結果より、最も多く災害廃棄物量の発生が推定されている「関東平野北西縁断層帯地震」を想定し、推定される焼却処理量165,461tの13%に当たる21,510tを3年間で処理すると仮定した場合、表9のとおり災害廃棄物分の施設規模は27t/日と算定される。

なお、最終的には、構成市町が策定する災害廃棄物処理計画に基づいて、施設規模を設定する必要がある。

表9 災害廃棄物分の施設規模

区分	項目
計画年間日処理量	$21,510t \div (365日 \times 3年) = 19.6t$
実稼働率	$0.767 (280日 (年間実稼働日数) \div 365日)$
年間実稼働日数	$365日 - 85日 (年間停止日数) = 280日$
年間停止日数	補修整備期間30日＋補修点検期間15日×2回＋全停止期間7日間＋起動に要する日数3日×3回＋停止に要する日数3日×3回＝85日
調整稼働率	0.96（故障の修理、やむを得ない一時停止等のため処理能力が低下することを考慮した係数）
災害廃棄物分の施設規模	計画年間日処理量÷実稼働率÷調整稼働率 $= 19.6t \div 0.767 \div 0.96$ $\approx 27t/日$

(6) 施設規模

これまでの結果より、施設規模は組合全体で「422t/日～501t/日程度」とする。

なお、循環型社会形成推進地域計画策定時及び大里広域市町村圏組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定時における最新のごみ予測量等を踏まえ、施設規模を最終的に確定しなければならない工事発注段階において、過不足のないごみ焼却施設の規模を設定する必要がある。

表 10 施設規模のまとめ

目標達成のため施策を実施した場合 ※環境省が推奨している諸施策を全て実施した場合	現状施策を継続した場合 ※現状施策を継続し、人口減少のみを反映させた場合
①通常分の施設規模：395t/日 ②災害廃棄物分の施設規模：27t/日 ①+②=422t/日	①通常分の施設規模：474t/日 ②災害廃棄物分の施設規模：27t/日 ①+②=501t/日

3 施設数

(1) 施設の集約化に向けて

現状の施設数は、熊谷衛生センター第一工場及び第二工場、深谷清掃センター、江南清掃センターの全部で4施設である。

新施設の整備に当たっては、施設の統廃合を行い、集約化を進めることにより、効率的な運営を行っていく必要がある。

(2) 施設数の比較検討

施設数の比較検討に当たっては、1施設体制、2施設体制、3施設体制のケーススタディについて、表1で示した施設整備の基本方針を基に検討を行い点数化した。

表11に比較検討結果のまとめ、表12に評点結果を示す。評点結果から、2施設体制が、評価点が「1施設体制」、「3施設体制」と比較して高く、また、評価において「C」評価のない体制であった。

表11 施設数の比較検討結果

項目	比較検討結果概要
1 施設体制	③災害や故障時の対応、④収集運搬車の集中、⑩災害発生時の地域貢献で2施設体制、3施設体制より不利であり、交通の集中なども懸念され、ベストな選択肢とは言い難い。
2 施設体制	2施設体制が、評価点が「1施設体制」、「3施設体制」と比較して高く、また、評価において「C」評価のない体制である。
3 施設体制	⑥二酸化炭素排出量、⑧エネルギー回収量、⑨トータルコストで1施設体制、2施設体制より不利となり、ベストな選択肢とは言い難い。

※表内の○数字は表12の項目に対応している。

表 12 各施設体制の評点結果

評価内容		項目毎 の配点	1 施設体制		2 施設体制		3 施設体制	
			評価	評価点	評価	評価点	評価	評価点
安全・安心かつ 安定的に処理が 可能な施設	①適正な施設規模	5	A	5	A	5	A	5
	②適正なごみ処理 方式の選定	10	A	10	A	10	A	10
	③災害や故障時の 適切な対応	15	C	9	A	15	A	15
環境に配慮した 施設	④収集運搬車の集中	5	C	3	B	4	A	5
	⑤環境への負荷	10	A	10	A	10	A	10
	⑥二酸化炭素排出量	5	A	5	B	4	C	3
	⑦残渣発生量	5	A	5	A	5	A	5
効率的なエネル ギー回収をする 施設	⑧エネルギー回収量 (発電量)	15	A	15	B	12	C	9
経済性に優れた 施設	⑨トータルコスト	10	A	10	B	8	C	6
地域に貢献し 親しまれる施設	⑩災害発生時の 地域貢献	10	C	6	A	10	A	10
その他	⑪用地確保	5	C	3	A	5	C	3
	⑫事業スケジュール	5	C	3	A	5	C	3
配点合計		100	84		93		84	

評価方法

- (1) 全ての体制の評価が同等の場合
全ての体制ともに評価はAとする。
- (2) いずれかの体制が優れている場合
優れている体制の評価をAとし、優位性がやや劣ると判断される体制はB、優位性がないものと判断される体制はCと評価する。
- (3) 全ての体制で評価が分かれる場合
最も優れている体制の評価をAとし、次点以降をB、Cと評価する。

採点方法

各項目を評価し、Aは「配点×100%」、Bは「配点×80%」、Cは「配点×60%」で点数化し、配点合計を算出した。

4 建設候補地

(1) 経緯

本検討委員会が「1 施設体制」、「2 施設体制」、「3 施設体制」を比較した結果、2 施設体制が、評価点が「1 施設体制」、「3 施設体制」と比較して高く、また、評価において「C」評価のない体制であった。

また、行政（大里広域市町村圏組合、熊谷市、深谷市、寄居町）においては、ごみ焼却施設は住民生活の根幹を成す重要なインフラの一つであり、ごみ処理を安定的・確実に継続していく必要があることから、現在稼働する各センターの長寿命化期間終了後、速やかに新施設を稼働することを共通認識として、新施設について勉強会・担当課長会議を開催し、建設候補地について意見集約を図ってきたところである。

このことから、仮に2 施設を建設するとした場合、行政として意見集約されてきた建設候補地である熊谷市別府地内（都市計画上「熊谷衛生センター」と位置付けられている区域内）及び深谷市榎合地内（都市計画上「深谷衛生処理場」と位置付けられている区域内）について、建設候補地として適地か検証を行った。なお、熊谷衛生センター区域及び深谷衛生処理場区域について図3～図5に示す。



図3 建設候補地位置図



図4 熊谷市別府地内（都市計画上「熊谷衛生センター」と位置付けられている区域）位置図

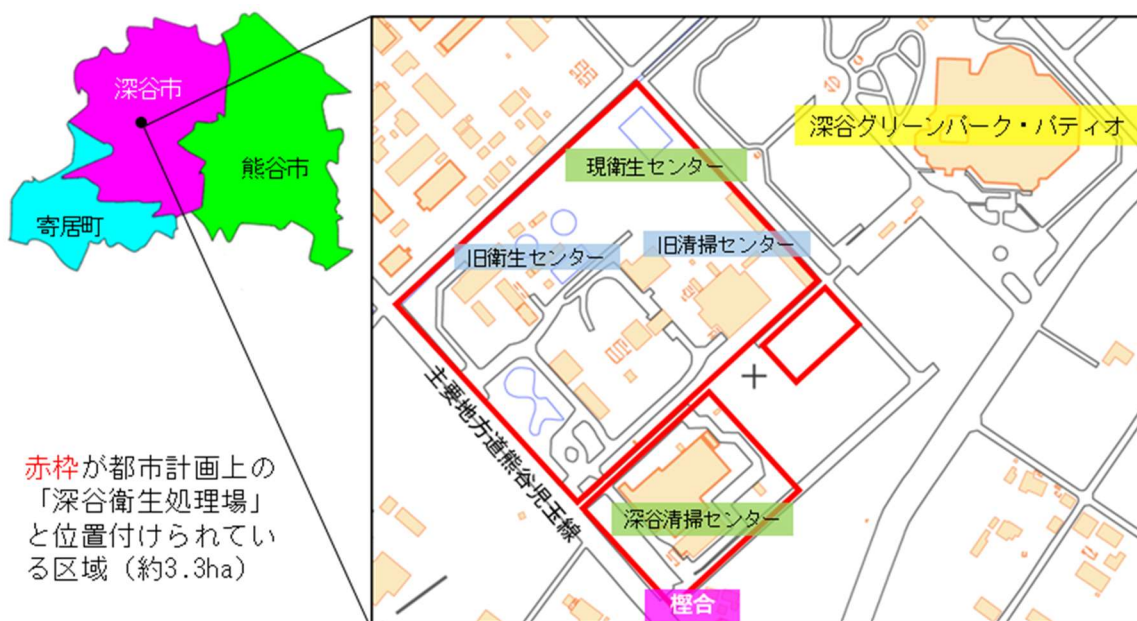


図5 深谷市榎谷地内（都市計画上「深谷衛生処理場」と位置付けられている区域）位置図

(2) 検証すべき項目

施設整備の基本方針に照らし合わせ、公益社団法人全国都市清掃会議「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」を参考に、検証すべき項目を設定した。各項目については表 13 に示すとおりである。

更に、表 14 には検証すべき項目の内容について示す。なお、検証項目は条件の性質を次の 2 種類に大別し、その条件を満たさなければ、そもそもその場所には建設できない『根本的な条件』と、より多く満たすことが望ましい『発展的な条件』ごとに分類した。

表 13 検証すべき項目

No.	基本方針（コンセプト）	検証項目
1	安全・安心かつ安定的に処理が可能な施設	土地利用 防災 将来計画
2	環境に配慮した施設	自然環境
3	効率的なエネルギー回収をする施設	関連施設
4	経済性に優れた施設	経済性
5	地域に貢献し、親しまれる施設	自然環境 関連施設

表 14 検証項目の内容

条件の性質	検証項目	検証項目の内容
根本的な条件	土地利用	都市計画、現況の土地利用
	防災	液状化想定、想定震度、浸水想定
	自然環境	保全地区
発展的な条件	将来計画	将来計画、地域活性化への貢献
	関連施設	余熱利用施設の有無
	経済性	インフラ整備費、幹線道路との近接性

(3) 建設候補地の検証結果

ア 熊谷市別府地内（都市計画上「熊谷衛生センター」と位置付けられている区域内）

表 14 で示した内容について検証した結果を表 15 に示す。それぞれの項目について検証した結果、熊谷市別府地内（都市計画上「熊谷衛生センター」と位置付けられている区域内）は建設可能であり、建設候補地として適切であると判断できる。

表 15 検証結果（熊谷衛生センター区域内）

条件の性質	検証項目	検証項目の細分	別府の状況	検証結果
根本的な条件	土地利用	都市計画	ごみ焼却施設の建設には、都市施設としての都市計画決定が必要であるが、本区域は既に都市計画上の「ごみ焼却施設」として決定されている。	根本的な条件を満たす。
		現況の土地利用	現況は熊谷衛生センター敷地及び別府農村広場として利用している。	
	防災	液状化想定	熊谷市防災ハザードマップにおいて、液状化危険度で5段階中2番目に危険度が低いと評価される区域である。（液状化の可能性が低い区域）	液状化危険度に応じた対策及び国土交通省地点別浸水シミュレーション結果を想定した対策を講じることにより、根本的な条件を満たす。
		想定震度	関東平野北西縁断層帯地震の際、揺れやすさで8段階中2番目に揺れにくいと評価される区域である。	
		浸水想定	熊谷市防災ハザードマップ浸水想定の根拠となる国土交通省地点別浸水シミュレーションで、約1.0m～1.5mの浸水が想定される区域である。	
	自然環境	保全地区	埼玉県自然環境保全条例に基づく県自然環境保全地域に指定されていない。	根本的な条件を満たす。
発展的な条件	将来計画	将来計画	別府地内（小学校区）において（仮称）アクアピア2（水浴施設）の新規整備計画があり、発電による余剰電力の給電、温熱供給等による相乗的な地域活性化への貢献が期待できる。	発展的な条件を満たす。
		地域活性化への貢献		
	関連施設	余熱利用施設の有無	同上	発展的な条件を満たす。
	経済性	インフラ整備費	現に熊谷衛生センターが稼働していることから、インフラ（給水、排水、ガス、通信など）が整っている。	発展的な条件を満たす。
		幹線道路との近接性	4車線（片側2車線）道路である熊谷バイパス（国道17号深谷バイパス）に近接しており、幹線道路との近接性が高いため、新たに搬入道路を整備する必要がない。	発展的な条件を満たす。

イ 深谷市榿合地内（都市計画上「深谷衛生処理場」と位置付けられている区域内）

表 14 で示した内容について検証した結果を表 16 に示す。それぞれの項目について検証した結果、深谷市榿合地内（都市計画上「深谷衛生処理場」と位置付けられている区域内）は建設可能であり、建設候補地として適切であると判断できる。

表 16 検証結果（深谷衛生処理場区域内）

条件の性質	検証項目	検証項目の細分	榿合の状況	検証結果
根本的な条件	土地利用	都市計画	ごみ焼却施設の建設には、都市施設としての都市計画決定が必要であるが、本区域は既に都市計画上の「深谷衛生処理場」として決定されている。	根本的な条件を満たす。
		現況の土地利用	現況は旧ごみ焼却施設、旧し尿処理施設が建っている。	旧ごみ焼却施設、旧し尿処理施設の必要範囲の除却により、根本的な条件を満たす。
	防災	液状化想定	深谷市地震ハザードマップにおいて、液状化危険度で4段階中2番目に危険度が低いと評価される区域である。（液状化の可能性があると考えられる区域）	液状化危険度に応じた対策を講ずることにより、根本的な条件を満たす。
		想定震度	関東平野北西縁断層帯地震の際、揺れやすさで3段階中2番目に揺れにくいと評価される区域である。	
		浸水想定	深谷市洪水・内水ハザードマップにおいて、浸水が想定されない区域である。	
	自然環境	保全地区	埼玉県自然環境保全条例に基づく県自然環境保全地域には指定されていない。	根本的な条件を満たす。
	発展的な条件	将来計画	将来計画	現に稼働する深谷清掃センターは隣接する深谷グリーンパーク・パティオ（スポーツ・レクリエーション系施設）に温熱供給をしている。新施設においても発電による余剰電力の給電、温熱供給等により相乗的な地域活性化への貢献が期待できる。
地域活性化への貢献				
関連施設		余熱利用施設の有無	同上	発展的な条件を満たす。
経済性		インフラ整備費	過去、旧ごみ焼却施設が稼働していたことから、インフラ（給水、排水、ガス、通信など）が整っている。	発展的な条件を満たす。
	幹線道路との近接性	2車線（片側1車線）道路である主要地方道熊谷児玉線に近接しており、幹線道路との近接性が高いため、新たに搬入道路を整備する必要がない。	発展的な条件を満たす。	

ウ 建設候補地

これまでの結果より、建設候補地は熊谷市別府地内（都市計画上「熊谷衛生センター」と位置付けられている区域内）及び深谷市榎合地内（都市計画上「深谷衛生処理場」と位置付けられている区域内）の2か所とする。

なお、施設を整備するにあたっては、地元住民の理解が得られるように努められたい。